

都道府県福祉人材センター運営事業の実施について

○都道府県福祉人材センター運営事業の実施について

(平成6年3月24日社援施第55号 各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長あて 厚生省社会・援護局長 一部改正平成8年12月6日社援施第178号 一部改正平成9年9月2日社援施第127号)

標記については、平成3年7月31日社庶第164号厚生省社会局長通知「福祉人材情報センター運営事業の実施について」により実施されてきたところであるが、平成5年度において、都道府県福祉人材センターの全都道府県での設置及び中央福祉人材センターの指定がなされ、全国的な福祉人材ネットワークの整備が完了したことに伴い、今般、別紙のとおり「都道府県福祉人材センター運営要綱」を新たに定め、実施することとしたので、その円滑な実施、運営について特段のご配慮をお願いする。

なお、これに伴い、平成3年7月31日社庶第164号厚生省社会局長通知「福祉人材情報センター運営事業の実施について」は、廃止する。

(別紙)

都道府県福祉人材センター運営要綱

1 都道府県福祉人材センター運営事業

(1)目的

都道府県福祉人材センター(以下「都道府県センター」という。)運営事業は、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業の援助・研修の企画及び実施、社会福祉事業経営者に対する相談等を行うことにより、豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材を確保するとともに、これらの人材の専門的知識・技術及び意欲を高め、もって国民のニーズに対応した適切な福祉サービスを提供していくことを目的とする。

(2)事業主体

都道府県とする。ただし、社会福祉事業法第70条の6に基づき都道府県知事が指定した社会福祉法人に委託することができる。

(3)事業内容

ア 福祉人材無料職業紹介事業の実施

平成9年9月2日社援施第128号厚生省社会・援護局長通知「都道府県福祉人材センター等で行う無料職業紹介事業の取扱いについて」により実施する。

イ 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会等の実施

(イ)社会福祉施設関係者等の参加も求め、就職説明会等を実施し、求職者等に対し福祉に関する事業の概要、求人内容等を説明する。また、求職者が社会福祉施設等を訪問する機会を設定する。

(イ)社会福祉事業経験者再就労講習会等の実施

社会福祉施設等での就労経験のある者であって、再就労の意欲のある者に対して広く呼びかけ、必要な福祉に関する新しい知識・技術の修得のための講習会等を実施する。

(ウ)福祉講座の開催及び援助等

市町村社会福祉協議会等と協力し、住民のニーズに即した知識・技術や、福祉の仕事に関する講座を開催するとともに、各種研修会等の企画や講師の紹介等に関する援助を行う。

ウ 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究の実施

都道府県内の社会福祉事業の人材確保の現状と今後の動向についての情報収集及び調査研究を行う。

エ 社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施

(ア)平成8年12月6日社援施第177号厚生省社会・援護局長通知「新任施設介護職員研修モデル事業の実施について」により、新任施設介護職員研修モデル事業を実施する。

(イ)その他、社会福祉事業従事者に対し、必要な知識及び専門技術等に関する研修の企画及び実施を行う。

オ 福祉人材確保相談事業

社会福祉事業経営者に対し、社会福祉事業従事者の確保に関する相談に応じ、基本指針に規定する措置の実施に関する技術的事項について必要な援助を行う。

カ 福祉に関する啓発・広報事業の推進

福祉サービスに関する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報事業を行う。

キ その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施

(4)運営方法

ア 職員

(ア)都道府県センターには、事業の管理運営に必要な職員を置くものとする。なお、事業を適正かつ円滑に行うため、福祉に関して十分な知識を有する職員を配置するとともに、本事業の責任者を定めるものとする。

(イ)事業に従事する職員は、業務上知り得た法人・施設及び個人に関する秘密を厳守すること。

イ 都道府県センター運営委員会の開催

事業を円滑かつ効果的に実施するため、社会福祉施設経営者協議会等求人側の各種団体、社会福祉士会、介護福祉士会等の職能団体、介護福祉士養成施設等の社会福祉教育機関、都道府県、市町村社会福祉協議会、福祉人材バンクの代表者等実務者から構成されたメンバーによる都道府県センター運営委員会を設置すること。

ウ コンピュータ等情報機器の積極的な活用

全国共通の業務ソフトによるコンピュータ等の広範多岐にわたる積極的な活用により、求人・求職情報等の迅速かつ的確な情報提供、資料作成等を行い、効果的な福祉人材確保対策を推進すること。

エ 支所の設置

(ア)広域的な福祉人材確保対策の推進を図るため、必要な地域に都道府県センターの支所として福祉人材バンクを設置することができる。

(イ)必要に応じて福祉人材バンクの実施する事業に対し、指導、助言を行うこと。

オ 職業安定法との関係

(ア)福祉人材無料職業紹介事業については、職業安定法第 33 条に基づく許可を受けなければならない。

(イ)福祉人材無料職業紹介事業の実施に当たっては、所轄の公共職業安定所の指導を受けるとともに、公共職業安定所と常時密接な連絡を保たなければならない。

カ 他の都道府県センターとの連携

隣接する都道府県等の都道府県センターと連携を図り、より広域的な福祉人材確保対策を推進すること。

キ 中央福祉人材センターへの定期報告等

(ア)都道府県センターは、中央福祉人材センター(以下「中央センター」という。)の定めるところにより、中央センターに対し、都道府県内の福祉人材バンクを含めた、求人・求職、斡旋状況等に関する業務実績について定期的な報告を行うこと。

(イ)その他都道府県センターは、中央センター及び都道府県内の福祉人材バンクと常時密接な連携を図りつつ、効果的な福祉人材確保対策を推進すること。

(5)その他

事業の実施に当たっては、運営委員会を構成する関係団体等はもとより、市町村、ナースセンター(平成 4 年 5 月 8 日健政発 314 号厚生省健康政策局長通知「都道府県ナースセンター事業の実施について」参照)等とも密接に連絡をとり、円滑な運営を図るものとする。

2 福祉人材バンク運営事業

(1)目的

福祉人材バンク運営事業は、地域住民に福祉についての啓発を行うとともに、都道府県センターと一体的に福祉人材の育成及び潜在福祉人材の就労促進に必要な事業を実施し、広域的な福祉人材確保対策の推進を図ることを目的とする。

(2)実施主体

都道府県、指定都市、中核市とする。ただし、社会福祉法人に委託することができる。

(3)事業内容

ア 福祉人材無料職業紹介事業の実施

平成9年9月2日社援施第128号厚生省社会・援護局長通知「都道府県福祉人材センター等で行う無料職業紹介事業の取扱いについて」より実施することができる。

イ 福祉サービスに関する啓発・広報事業の推進

地域住民に対し、福祉サービスに対する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報事業を行う。

ウ その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施

(4)運営方法

ア 職員

(ア)福祉人材バンクには、事業の管理運営に必要な職員を置くものとする。

なお、事業を適正かつ円滑に行うため、福祉に関して十分な知識を有する職員を配置すること。

(イ)事業に従事する職員は、業務上知り得た法人、施設及び個人に関する秘密を厳守すること。

イ コンピュータ等情報機器の積極的な活用

都道府県センターで利用している全国共通の業務ソフトによるコンピュータ等の広範多岐にわたる積極的な活用により、求人・求職情報等の迅速かつ的確な情報提供、資料作成等を行い、効果的な福祉人材確保対策を推進すること。

ウ 都道府県センターへの報告等

(ア)福祉人材バンクは、都道府県センター及び中央福祉人材センターの定めるところにより、都道府県内の都道府県センターに対し、求人、求職、斡旋状況等に関する業務実績について随時報告を行うこと。

(イ)都道府県センターが実施する事業について協力、支援を行うこと。

(ウ)その他福祉人材バンクは、中央センター、都道府県内の都道府県センター及び近隣の福祉人材バンクと常時密接な連携を図りつつ、効果的な福祉人材確保対策を推進すること。

エ 職業安定法との関係

(ア)福祉人材無料職業紹介事業の実施に当たっては、職業安定法第33条に基づく、福祉人材無料職業紹介事業の許可を受けなければならない。

(イ)福祉人材無料職業紹介事業の実施に当たっては、所轄の公共職業安定所と常時密接な連携を図るとともに、当該職業安定所の指導を受けること。

オ 関係機関及び団体との連携

福祉人材バンク運営事業を円滑かつ効果的に実施するため、対象地域の社会福祉施設経営者、職能団体、社会福祉教育機関、都道府県、市町村、市町村社会福祉協議会、ナースセンター等と常時連携を図ること。